主 文 被告人は無罪。 理 由

1 公訴事実

被告人は、平成14年4月10日午後4時24分ころ、道路標識によりその最高速度が40キロメートル毎時と指定されている福井市内の県道において、その最高速度を34キロメートル毎時の速度で普通貨物自動車を運転して進行した。

2 関係証拠によって認められる事実

福井県甲警察署勤務の警部補A(記録係),巡査部長B(取調係),巡査部長C(取調係),巡査D(投射現認係),巡査E(停止係)の5名は,平成14年4月10日午後1時34分から同5時7分までの間,福井県公安委員会がその最高速度を40キロメートル毎時と指定した福井市内の県道路側等に定置式レーダースピードメーター機(以下「本件速度測定装置」という。)を設置して,車両の速度取締を実施し,被告人は,同日午後4時24分ころ普通貨物自動車を運転して同所を通りかかり,本件速度測定装置によりその走行速度を74キロメートル毎時と測定されて検挙された。

3 本件速度測定装置の機能とその速度測定方法

本件速度測定装置の取扱説明書によれば、この装置での速度測定方法は、装置を構成する送受信機を道路脇に設置して、同機のアンテナから電波ビームを道路に向けて一定水平角度で発射し、電波ビーム幅内を走行する車両からの反射電波を同一のアンテナで受信し、その受信した反射電波の周波数の変化を検知して反射電波を発した自動車の速度を算出して測定するものである。算出された速度は、同装置を構成する記録器で日時と速度が印字される。

4 本件送受信機の設置状況

D巡査は、速度取締について4年くらいの経験を有する者であるが、1人で本件送受信機の設置にあたった。設置方法は、路肩から1メートル河川寄りの土手法面上に三脚を立て、その上に送受信機が路面に水平となるように水準器で固定し、投射角設定スイッチを25°と、本件送受信機に取付けられた視準器と送受信機の角度を水平目盛で同じく25°と設定し、次に、同地点より路肩に沿って30メートル進んだ地点の路肩から1メートル河川寄りの、同じく土手法面上に視準棒を垂直に立て、先に三脚に固定した状態の本件送受信機の視準器を覗いて、視準棒が視準器の水平目盛25°の延長線上に来るように設定した。この両設定がいずれも正確であれば、電波ビームは道路に対して投射角25°で発射する。投射角25°設定の場合は、これより浅い角度の場合と比べ角度による誤差を生じやすいので、より慎重に設定を行う必要がある。

- 5 電波ビームの道路に対する投射角25°の場合ビームが正確に車両に当たる地点前記取扱説明書によれば、電波ビーム投射角25°設定は、交通量が比較的多く、車間が十分長くとられていない場所に適しているとされる。その理由は、送受信機から投射される電波ビームは、第1車線(被告人車両はこの車線に相当する車線を走行したと考えてよい。)を接近してくる車両が、送受信機からの距離約11メートルにまで接近したとき車両に当たるが、それ以遠では、電波ビーム幅の内に入らず、正確に車両に当たらないからである。
- 6 被告人が74キロメートル毎時の速度を出した地点 実況見分調書によれば、D巡査は本件送受信機からの距離が135メートルの地点 で、速度超過の疑いのある被告人車両を視認し、同77メートルの地点で電波ビーム の発射ボタンを押し、同37メートルの地点で速度違反警報ブザーが鳴ったとしてい る。そうすると、被告人が現に74キロメートル毎時の速度を出したとされる地点は、 本件送受信機から37メートル以上先の地点ということになる。これは、前記5記載 の、電波ビーム投射角25°設定の場合の、ビームが車両に正確に当たる地点から 更に約25メートル以上遡った地点である。距離視認にある程度の誤差があることは 否定できないとしても、前記の距離関係(せいぜい100メートル未満)において、25メ ートル以上の視認誤差がでることは経験則上考えにくく、本件送受信機から約37メ ートルのところという、速度取締について4年くらいの経験を有するD巡査の視認距離 が、事実に近いと考えられる。
- 7 電波ビーム投射角が, 道路に対して25°より浅かった可能性の検討 電波ビーム投射角を道路に対して25°とするためには, 本件送受信機と視準器が2 5°の角度で設定され(この設定は本件速度測定装置の精度からみて, 正確と考え てよい。), かつ, 視準棒と視準器を結ぶ直線(以下「視準線」という。)が路肩に沿っ

た線(以下「路肩線」という。)と平行であることが必要である。本件送受信機の設定は、前記のとおりD巡査が一人で担当し、先端のとがった視準棒を本件送受信機から30メートル遡ったところの土手法面に突き刺して立てた後、元に戻って視準器から視準棒の方向を覗き、視準器目盛25°の延長線(視準線)上に視準棒があることを確かめ、本件送受信器を固定したというのである。この場合、同人が視準棒付属の水準器によって、垂直を確認して視準棒を立てたとしても、30メートル余を戻る間に、人手を離れて単独で、土手法面に突き刺して立てられたままの視準棒が、何らかの理由で傾くということはあり得ないことではなく、視準線と路肩線が平行でなかったために、電波ビームの投射角が道路に対して25°より浅かった可能性は大きい。

8 本件公訴事実が、(1)電波ビームが道路に対して25°の角度で発射されたこと、(2)被告人が74キロメートル毎時の速度で走行したとする地点が、本件送受信機から3 7メートル以上離れた地点であることを前提としていることは、検察官請求の関係各証拠によって明らかである。本件では、電波ビームが被告人車両に当たったことは事実であり、その時の速度が74キロメートル毎時と記録されたことも事実であることからすると、この両事実を整合的に説明するには、前記7で検討したとおり、電波ビームが道路に対して25°より浅い角度で発射された可能性が高いと解する以外にない。そうすると、電波ビームが道路に対して25°の角度で発射されたことを前提として、被告人が74キロメートル毎時の速度で走行したとする公訴事実は疑わしく、他にこの疑いを晴らすほどの証拠もないから、被告人を有罪とすることはできない。平成15年7月16日

福井簡易裁判所

裁判官 堀江道生